

変更契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取空港ビル株式会社（以下「乙」という。）とは、平成30年4月20日に締結した鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「原契約」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

第1条 原契約別紙6-1を別紙6-1に改める。

2 原契約別紙7を別紙7に改める。

3 原契約別紙9を別紙9に改める。

4 原契約別紙10を別紙10に改める。

5 原契約別紙11を別紙11に改める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成31年3月22日

(甲) 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治



(乙) 鳥取市湖山町西4丁目110-5
鳥取空港ビル株式会社
代表取締役 馬場 進



別紙6-1 転使用貸借及び賃貸借対象用地（県使用部分）（第13条第3項関係）

1 無償での転貸を義務づけるもの

相手方	用途	対象範囲	義務の内容	
			契約方法	貸付金額
鳥取県消防防災航空センター	消防防災ヘリ格納庫・防災航空室事務所等用地	鳥取市湖山町北4丁目344-2 (土地: 1728.92 m ²)	・使用貸借契約 ・事業終了日まで	無償
鳥取県警察本部会計課	鳥取県警察航空隊庁舎及び格納庫	鳥取市湖山町北4丁目344-2 (土地: 4,946.54 m ²)		
鳥取県環境立県推進課	EVレンタカー導入促進事業PR看板	鳥取市湖山町西4丁目 (土地: 0.23 m ²) 看板1枚		
鳥取県交通政策課	鳥取砂丘コナン空港愛称化PR看板	鳥取市湖山町西4丁目 (土地: 5.40 m ²) のぼり20本		
鳥取県空港港湾課	低層風情報提供システムに係る電源ケーブル(電源管)及び観測装置	鳥取市湖山町西4丁目110-5 (土地: 61.4 m ²)		

2 有償での転貸を義務づけるもの

相手方	用途	対象範囲	義務の内容	
			契約方法	貸付金額
企業局東部事務所	太陽光発電の啓発	鳥取市湖山町西4丁目 (土地: 3.00 m ²)	・貸借契約 ・事業終了日まで	※現行水準
鳥取空港太陽光発電設備設置事業実施者(鳥取県営電気事業の管理者の権限を行う鳥取県知事)	太陽光発電設備	鳥取市湖山町西3丁目431、432、434、436、437、434-2、467-2、西4丁目110-3、110-5、351-1、352-1、356、357、363 (土地: 30,468 m ²)		※現行水準

※1 いずれも事業期間中にわたり、現在の使用許可の内容を維持することを運営権者の義務とするが、相手方と合意した場合はこの限りではない。

※2 契約方法については、賃貸借契約又は使用貸借契約のほか、空港条例に基づく使用許可若しくは、県が本事業開始前に締結した契約又は使用許可等の地位承継によることもできる。なお、使用許可による場合は、使用許可書の写し、地位承継による場合は、承継同意書の写しを県に提出するものとする。

別紙7 転貸義務を生じる相手方（県以外）とその内容（第18条第2号、第3号関係）

1 無償での転貸を義務づけるもの

相手方	用途	対象範囲	義務の内容	
			契約方法	貸付金額
鳥取市水道事業 管理者	国際会館上水道給水管敷設用地	鳥取市湖山町西4丁目150 (面積0.072㎡)	・使用貸借契約 ・事業終了日まで	無償
	上水道供給のための配水管敷設用地	鳥取市湖山町西4丁目（鳥取空港敷地内）(面積2.64㎡)		
	県警航空隊事務所上水道給水管敷設用地	鳥取市湖山町西4丁目150 (面積0.0567㎡)		
	鳥取県消防防災ヘリコプター事務所上水道給水管敷設用地	鳥取市湖山町西4丁目150 (面積0.0748㎡)		
	上水道給水管布設	鳥取市湖山町西4丁目152-2 (外径39mm、内径48mm、L=1.4m 1本)		
	公共下水道取付管布設	鳥取市湖山町北4丁目152-2 (外径114mm、内径107mm、L=7.0m 1本)		

2 有償での転貸を義務づけるもの

相手方	用途	対象範囲	義務の内容	
			契約方法	貸付金額
ANAホールディングス株式会社	給油施設及び水道管理設用地（永瀬石油）	鳥取市湖山町西4丁目110及び150 (2,112.19㎡)	・賃貸借契約 ・事業終了日まで	※1 現行水準
鳥取空港ビル株式会社	空港ターミナルビル用敷地	鳥取市湖山町西4丁目（鳥取空港敷地内）(5,665.00㎡)		
大阪管区气象台	航空気象業務用地他	鳥取市賀露町字西濱 (299.96㎡)		
国土交通省 大阪航空局	庁舎用地及びILS施設用地	鳥取市湖山町西4丁目 (鳥取空港敷地内）(2,286.53㎡)		
西日本電信電話株式会社鳥取支店	電気通信施設用地	鳥取市湖山町西4丁目（廃道敷地内） (電柱2本、支柱1本、支線4本)		
		鳥取市湖山町西4丁目（鳥取空港敷地内） (電柱1本)		
	電気通信線路設備	鳥取市湖山町西4丁目 (鳥取空港敷地内) (50管路2条L=26.0m、3.146㎡)		
中国電力株式会社鳥取営業所	配電線施設用（キュービクル及びマンホール）	鳥取市湖山町西4丁目 (鳥取空港敷地内) (2.14㎡)		
	配電線施設用地	鳥取市湖山町西4丁目（鳥取空港敷地内） (電柱2本、支線1本)		

相手方	用途	対象範囲	義務の内容	
			契約方法	貸付金額
郵便事業株式会社鳥取支店	郵便ポスト	鳥取市湖山町西4丁目110-5 (1.00 m ²)	・賃貸借契約等 ・事業終了日まで	※1 現行水準
すなば珈琲鳥取砂丘コナン空港店	飲食店	鳥取市湖山町4丁目110-5 (中央棟1F 143.94 m ²)	・賃貸借契約等 ・運営権者が定める期間(ただし、最長で事業終了日まで)	運営権者が定める金額
レストランアゼリア	飲食店	鳥取市湖山町4丁目110-5 (中央棟2F 72.63 m ²)		
大江ノ郷自然牧場空港店	飲食店	鳥取市湖山町4丁目110-5 (中央棟2F 109.94 m ²)		
大丸エアポートショップ	物販店	鳥取市湖山町4丁目110-5 (中央棟2F 63.45 m ²)		
コナン探偵社鳥取空港店	物販店	鳥取市湖山町4丁目110-5 (国際会館1F 105.70 m ²)		
アジアンリゾートラウンジ陶庵	飲食店	鳥取市湖山町4丁目110-5 (国際会館2F 65.29 m ²)		
ニッポンレンタカー中国株式会社、株式会社トヨタレンタリース鳥取、タイムズモビリティネットワーク株式会社	レンタカー駐車場	鳥取市湖山町4丁目110-5 (貨物ターミナル地区 隣接部)		
日本通運株式会社広島航空支店	駐車場	鳥取市湖山町4丁目110-5 (貨物ターミナルビルサービスヤード内 181.5 m ²)		
ヤマトグローバルエクスプレス株式会社	駐車場	鳥取市湖山町4丁目110-5 (貨物ターミナルビルサービスヤード内 163 m ²)		

- ※1 いずれも事業期間中にわたり、現在の使用許可の内容を維持することを運営権者の義務とするが、相手方と合意した場合はこの限りではない。
- ※2 契約方法については、賃貸借契約又は使用貸借契約のほか、空港条例に基づく使用許可若しくは、県が本事業開始前に締結した契約又は使用許可等の地位承継によることもできる。なお、使用許可による場合は、使用許可書の写し、地位承継による場合は、承継同意書の写しを県に提出するものとする。
- ※3 県が鳥取空港ビル(株)に公共施設等運営権を設定する以前から空港ターミナルビル用敷地として貸付を行っている用地で鳥取空港ビル(株)が所有する施設に関しては公共施設等運営権の設定対象施設外のため、本事業の対象外とする。また、当該用地に関して、転貸を行っているものについて、本紙に記載するが、本事業の収支に含めないものとする。

別紙9 運営交付金（第29条関係）

1 運営交付金の考え方

県は、本事業のうち、下表の事業を県自ら実施した場合に係る県直営費用から本事業によるコスト削減額の一部を減算した額を基準費用、収入を基準収入として算出し、基準費用から基準収入を減算した額を運営交付金として予算の範囲内で支援する。

基準費用の対象となる事業	基準収入の対象となる収入
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港基本施設等運営等業務 ・ 空港航空保安施設等運営等業務 ・ 国際会館運営等業務 ・ 駐車場施設等運営等業務 ・ 空港用地運営等業務 ・ 環境対策事業 ・ 附帯事業 	左に附帯する収入 ・ 着陸料 ・ 停留料 ・ 土地使用料 等 ※県の政策により、減免がある場合は減免後の収入を基準収入とする。

また、運営権者は、大雪等の不可抗力により、当初事業計画を大幅に変更する必要がある場合は、県に協議し、必要な支援を求めることができる。

2 運営交付金の積算方法

運営交付金＝基準費用（県直営費用－コスト削減額）－基準収入

※県直営費用と基準収入は、平成26年度から平成28年度の3カ年の空港収支等を勘案し算出

3 運営交付金の額

(1) 運営交付金の各年度の予定額

(単位：千円)

年度	県直営費用 (A)	コスト削減 (B)	基準費用(a) (A-B)	基準収入(b)	運営交付金 (a-b)
平成30年度 (2018年度)	402,080	▲1,479	400,601	65,733	334,868
平成31年度 (2019年度)	519,496	▲2,388	517,108	88,800	428,308
平成32年度 (2020年度)	524,262	▲2,813	521,449	89,615	431,834
平成33年度 (2021年度)	524,262	▲3,215	521,047	89,615	431,432
平成34年度 (2022年度)	524,262	▲3,617	520,645	89,615	431,030
平成35年度 (2023年度)	524,262	▲4,018	520,244	89,615	430,629
計	3,018,624	▲17,530	3,001,094	512,993	2,488,101

※平成30年度は、平成30年7月から平成31年3月の9ヶ月。

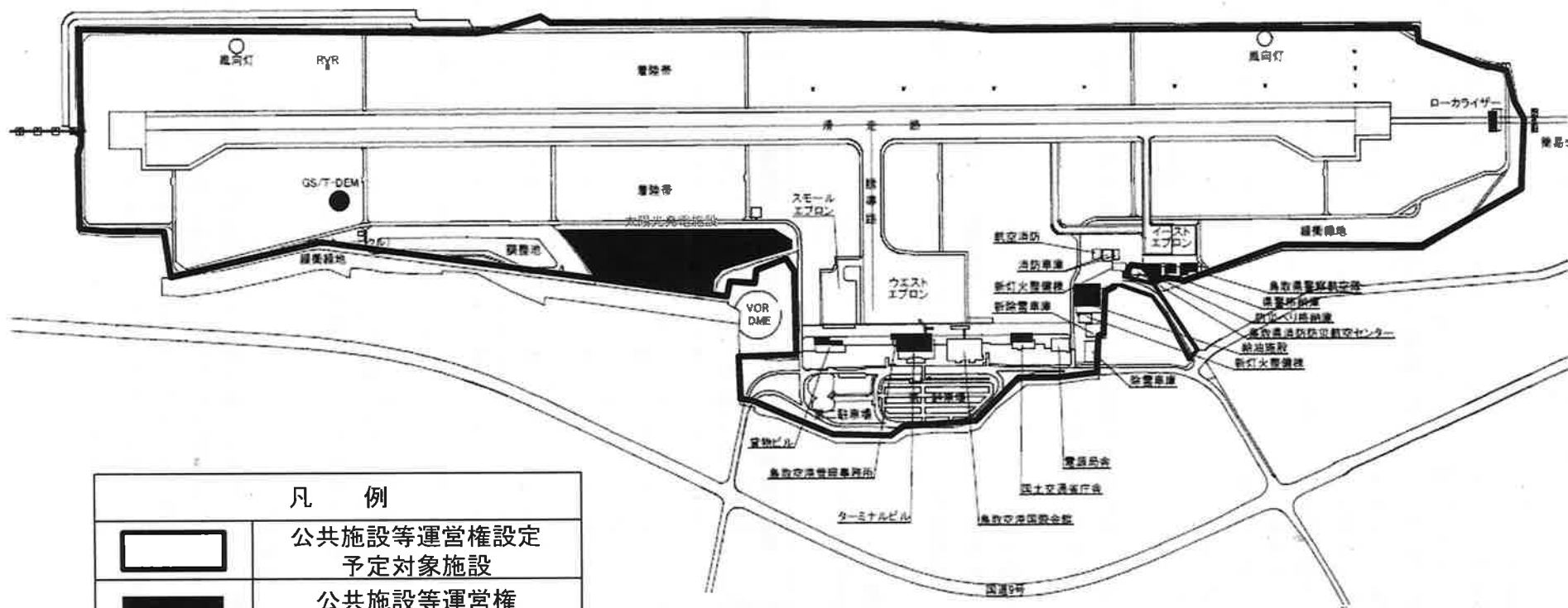
(2) 実績に応じて精算するもの

大規模修繕費（50万円以上の運営権設定対象施設及び関連備品の修繕をいう。）並びに除雪費用については、3（1）に示す各年度の運営交付金に次の各号に示す金額を含めており、あらかじめ運営交付金として交付した上で、実績に応じて精算を行う。

ア 大規模修繕費 57,800千円（ただし、平成30年度は、55,850千円）

イ 除雪費用 14,133千円

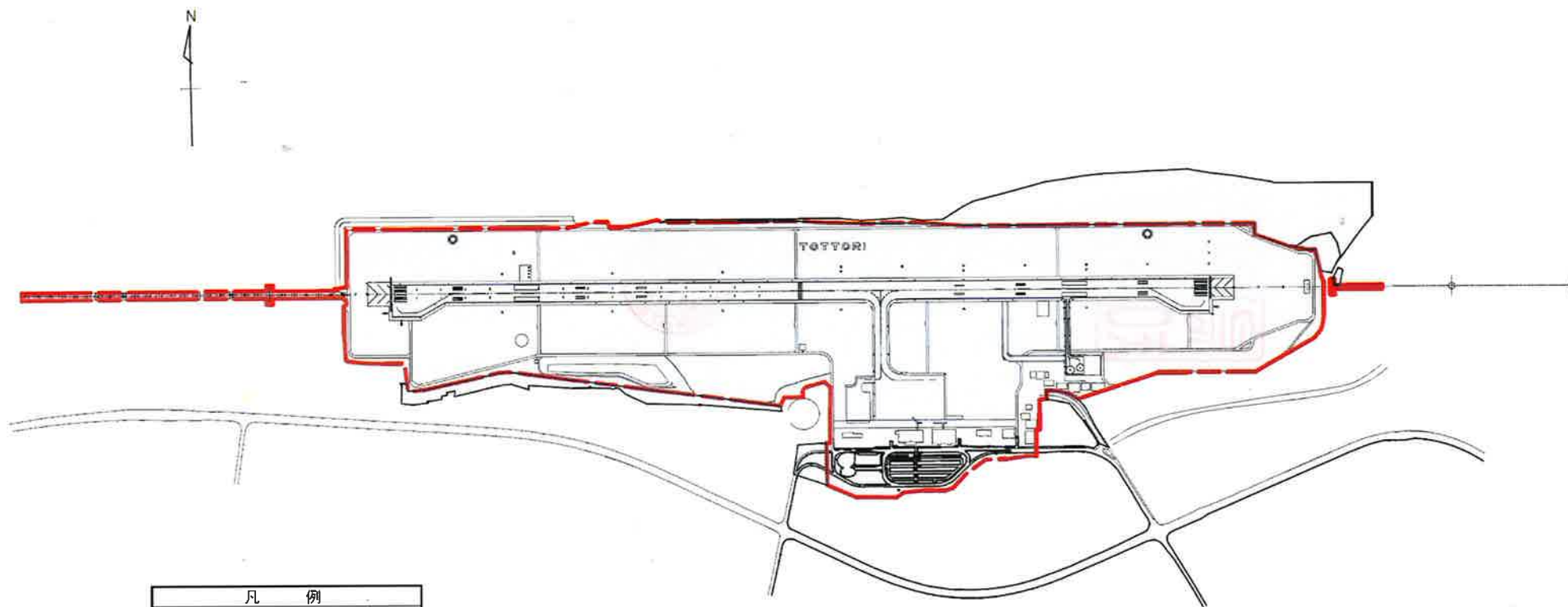
公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図

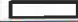



凡 例	
◻	公共施設等運営権設定 予定対象施設
◼	公共施設等運営権 対象外施設

対象施設には、標準式進入灯、簡易式進入灯、障害灯を含む

別紙11 空港用地



凡 例	
	特定運営事業対象範囲
	空港告示区域

空港外にある特定運営事業対象施設

施設名	住所
航空障害灯	鳥取市倉橋町中小路1714-1
航空障害灯	鳥取市三津石原平987

